

紹介サービス手数料の返還について

紹介をした常勤採用決定者が、入職から 90 日以内に自己都合により退職、または懲戒解雇された場合、紹介手数料のうち下記の金額を返還するものとする。

- ・ 30 日以内の場合、紹介手数料の 80%
- ・ 60 日以内の場合、紹介手数料の 50%
- ・ 90 日以内の場合、紹介手数料の 30%

就職先の事由により、退職に至った場合は、受領した手数料及び消費税相当額は返還しません。
なお、当該退職が手数料支払い前であったとしても、就職先の支払責務は消滅しません。

許可番号	29-ユ-300103
事業所名称	株式会社エイジェル
事業所所在地	奈良県香芝市下田西 2-7-61 希ビル